

金融庁

| 番号 | 制度名 |
|------|--------------------------------|
| 金融庁 | |
| 金融01 | 火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長 |
| 金融02 | 協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化 |
| 金融03 | 事業用固定資産の減損損失に係る損金算入措置の創設 |
| 金融04 | 投資信託の二重課税調整に係る所要の措置 |
| 金融05 | 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長 |

<平成31年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30金融01)

(評価実施府省：金融庁)

【基本情報】

| | | | | | | | |
|--------------|---|--|-------------------------|--|--|----|-------|
| 制度名 (措置名) | 火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長 (保険会社等の異常危険準備金) (火災保険等の積立率の特例) | | | | | | |
| 措置の内容 | 平成28年度時点 | 損害保険会社又は損害共済事業を行う特定の協同組合等が、異常災害損失の補填に充てるため、正味収入保険料又は正味収入共済掛金の額に一定の積立率を乗じて計算した金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。 | | | | | |
| | 平成29年度税制改正以後 | 従前どおり | | | | | |
| | 平成30年度税制改正以後 | 従前どおり | | | | | |
| 政策目的 | 損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。 損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大大自然災害に対しても、確実に保険金支払いを行うという社会的使命を担っており、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払原資(経営の健全性)を確保する必要がある。 | | | | | | |
| 評価対象税目 | 義務対象 | | 努力義務対象 | | | | |
| | 法人税 | 法人住民税 | | | | | |
| 関係条項 | 措法第57条の5、第68条の55 | | | | | | |
| 要望内容 | 洗替保証率を40%に引き上げた上で、措置の適用期限を延長する。 | | | | | | |
| 創設年度 | S28 | 過去の政策評価の実績 | H22金融07、H24金融03、H27金融01 | | | 区分 | 拡充・延長 |

【総括表】

| | 租税特別措置等の適用実態 | | | | | | | | | | | | 租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果) | | | | |
|-------------|-----------------|----|---------|---|------------------|-----------|---------|--|--------------------|----------|---------|---|---|--------------|------------|------------------|-------|
| | 適用件数 (法人税・件) | | | (参考) 適用実態調査における適用件数 (法人税(措置全体)・件) | 減収額 (法人税・百万円) | | | (参考) 適用実態調査における適用額の上位10社割合(法人税(措置全体)・%) | 減収額 (法人住民税・百万円) | | | (参考) 適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額(法人住民税(措置全体)・百万円) | 目標 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 「損害保険会社が、巨大大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に進めることができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること(正味保険料収入の160%)」 | | | | |
| | 将来予測 | 実績 | 実績÷将来予測 | 実績 | 将来予測 | 実績 | 実績÷将来予測 | 実績 | 将来予測 | 実績 | 実績÷将来予測 | 実績 | 目標値 (億円) | 将来予測 (億円) | 実績 (億円) | 租特の直接的効果 (億円) | 目標達成度 |
| H23 | 33 | 33 | 100.0% | 49 | 不明 | ▲9,586.0 | - | 96.9% | 不明 | ▲1,768.0 | - | ▲6,718.2 | - | - | 不明 | 不明 | - |
| H24 | 33 | 17 | 51.5% | 53 | 不明 | ▲8,072.0 | - | 96.7% | 不明 | ▲1,641.0 | - | ▲5,102.7 | - | - | 不明 | 不明 | - |
| H25 | 33 | 17 | 51.5% | 56 | ▲14,190.0 | ▲13,460.0 | 94.9% | 97.3% | ▲2,617.0 | ▲2,736.0 | 104.5% | ▲5,908.7 | - | - | 不明 | 不明 | - |
| H26 | 33 | 16 | 48.5% | 60 | 不明 | ▲14,270.0 | - | 96.8% | 不明 | ▲2,901.0 | - | ▲7,306.3 | - | - | 不明 | 不明 | - |
| H27 | 16 | 15 | 93.8% | 62 | ▲2,912.0 | ▲14,800.0 | 508.2% | 97.6% | ▲2,912.0 | ▲2,300.0 | 79.0% | ▲5,768.7 | - | - | 2,673 | 617 | - |
| H28 | 16 | 16 | 100.0% | 61 | ▲14,270.0 | ▲13,100.0 | 91.8% | 98.7% | ▲2,901.0 | ▲2,100.0 | 72.4% | ▲4,811.0 | - | - | 3,002 | 561 | - |
| H29 | 16 | 16 | 100.0% | - | ▲14,270.0 | ▲13,900.0 | 97.4% | - | ▲2,901.0 | ▲2,200.0 | 75.8% | - | - | - | 3,227 | 595 | - |
| H30 | 16 | - | - | - | ▲14,270.0 | - | - | - | ▲2,901.0 | - | - | - | 不明 | 3,248 | - | - | - |
| H31 | 不明 | - | - | - | 不明 | - | - | - | 不明 | - | - | - | 不明 | 3,469 | - | - | - |
| H32 | 不明 | - | - | - | 不明 | - | - | - | 不明 | - | - | - | 不明 | 3,691 | - | - | - |
| H33 | 不明 | - | - | - | 不明 | - | - | - | 不明 | - | - | - | 不明 | 3,912 | - | - | - |
| H34 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| H35~ /未定 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 32,031 | - | - | - | - |

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

| | |
|-----|---|
| 制度名 | 火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長 |
| 税目 | 法人税、法人住民税 |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 |

(1) 達成目標

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（巨大自然災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（巨大自然災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（目標値については、正味保険料収入の160%としている（平成27年度評価時））を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 「10. 有効性等④効果」欄に記載のとおり、達成目標に係る目標値は32,031億円（正味収入保険料×1.6）としている。</p> <p>② 異常危険準備金の残高は今後の異常災害の発生状況に大きく依存するものであり、仮に固定的な目標達成時期を定めた場合には、収支の状況如何にかかわらず積立を行わなければならないことになり、保険会社の経営の安定を損なうことになりかねないため、定めていない。</p> <p>③ 所期の達成目標を削除しているものではなく、「10. 有効性等④効果」欄において「32,031億円（正味収入保険料×1.6）」と引き続き記載している。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> |

(2) 過去の適用数

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成27年度及び28年度の法人税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度の法人税）について、「16社」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 平成27年度・28年度の適用数は、それぞれ15社・16社。</p> <p>② 平成29年度において、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社で、当該年度において当期積立額を計上している会社数。日本損害保険協会の調査による。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「平成27年度・28年度の適用数は、それぞれ15社・16社」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> |

(3) 将来の適用数

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 現在の保険市場の現況に鑑みると新たに参入あるいは撤退する動きはなく、その適用数は大きく変動することはないと想定される。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「その適用数は大きく変動することはないと想定される」との説明では、将来の適用数が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> |

(4) 過去の減収額

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 法人税の平成27年度・28年度・29年度の減収額は、それぞれ148億円・131億円・139億円。地方法人税の平成27年度・28年度・29年度の減収額は、いずれも6億円。</p> <p>② 平成27年度・28年度の適用額は、それぞれ1,029億円・935億円。日本損害保険協会による調査を元に、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に「10. 有効性等③減収額※3」記載の税率を乗じて減収額を算出した。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「平成27年度・28年度の適用額は、それぞれ1,029億円・935億円。日本損害保険協会による調査を元に、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に「10. 有効性等③減収額※3」記載の税率を乗じて減収額を算出」と説明されているが、適用額に「10. 有効性等③減収額※3」記載の税率を乗じても減収額の数値にならず、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> |

(5) 将来の減収額

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 評価書の「10. 有効性等④効果」における試算と同様の仮定を置いて試算すると、平成33年度の減収額は194億円（平成29年度の収入保険料を元に、要望が実現した際の経過措置積立率4%、法人税率23.2%・地方法人税率4.4%（いずれも平成30年度の税率）と仮定を置いて算出）。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「評価書の「10. 有効性等④効果」における試算と同様の仮定を置いて試算すると、平成33年度の減収額は194億円」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされておらず、また、将来の減収額（平成33年度の法人住民税）が予測されていないため、この点を課題とする。さらに、将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税及び法人住民税）が予測されていないため、この点も課題とする。</p> |

(6) 過去の効果

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（巨大自然災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（巨大自然災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する）に対する過去の効果（平成29年度）について、「平成29年度末の異常危険準備金積立残高（無税分）は、多発する台風や集中豪雨等により、3,227億円（積立残高率：正味収入保険料の16.12%）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（巨大自然災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する）に対する過去の効果について、「平成29年度末の（中略）早急に回復させる必要が生じている」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 平成27年度・28年度の積立残高は、それぞれ2,673億円・3,002億円（積立残高率：12.6%、15.7%）と増加はしているものの、依然として低い水準となっている。</p> <p>② 異常危険準備金積立残高は、日本損害保険協会による調査を元に、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立残高を合算して算出している。</p> <p>③ 仮に無税積立率が本則の2%のみであったとした場合における平成27年度から29年度までの積立額は、それぞれ411億円・374億円・397億円（日本損害保険協会による調査における各年の積立額に2/5を乗じて算出）と想定され、これは実績と比較してそれぞれ617億円・561億円・595億円少ないものとなっている。本特例措置に代替する政策手段はなく、各年度の積立額の算出根拠である正味収入保険料はほぼ一定で推移しているため、本特例措置がなかった場合と比較した異常危険準備金積立残高の増加分を直接的な効果とする。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「平成27年度・28年度の積立残高は、それぞれ2,673億円・3,002億円」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「異常危険準備金積立残高は、（中略）火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立残高を合算して算出している」との説明では、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> |

値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【金融庁の補足説明】欄には、金融庁から送付された文書を引用している。

(7) 将来の効果

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（巨大自然災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 平成30年度末・31年度末・32年度末の積立残高は、それぞれ3,248億円・3,469億円・3,691億円（平成33年度末の積立と同様の仮定を置いて算出）。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「平成30年度末・31年度末・32年度末の積立残高は、それぞれ3,248億円・3,469億円・3,691億円（平成33年度末の積立と同様の仮定を置いて算出）」との説明では、将来の効果（平成33年度）が予測されておらず、さらに算定根拠（計算式、計算に用いた数</p> |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | 火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長 |
| 2 | 対象税目 | ① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税6) (法人住民税:義)(地方税11) |
| | | ② 上記以外の税目 |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】 |
| 4 | 内容 | <p>《現行制度の概要》</p> <p>損害保険会社が、異常災害損失の補てんに充てるため、火災保険等*に係る正味収入保険料に積立率(本則積立率:2%、平成30年度までの経過措置:3%)を乗じて計算される額を異常危険準備金として積み立てたときに損金算入できる。</p> <p>また、正味収入保険料に洗替保証率(30%)を乗じて計算される額までを積み立てることができる。</p> <p>※火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送の各保険をいう。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>積立率の経過措置分3%を4%に引き上げる(平成30年度末までの経過措置、本則積立率は2%)とともに、延長すること及び洗替保証率を40%に引き上げること。本則積立率適用残高率も同様。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法57条の5、租税特別措置法施行令33条の2、租税特別措置法施行規則21条の12</p> |
| 5 | 担当部局 | 金融庁企画市場局総務課保険企画室 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～33年度 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | <ul style="list-style-type: none"> 制度創設 昭和28年度 無税積立率の変遷 昭和28年度:10%、昭和32年度:7%、昭和51年度:5%、昭和53年度:4%、昭和55年度:2%、平成8年度:3%、平成17年度:4%、平成25年度:5%(残高率30%超の場合は2%) 洗替保証率の変遷 昭和28年度:50%(累積限度額)、昭和51年度:35%、平成8年度:34%、平成14年度:32%、平成15年度:30% |
| 8 | 適用又は延長期間 | 恒久措置 |
| 9 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。</p> <p>損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実に保険金支払いを行うという社会的使命を担ってお</p> |

| | | <p>り、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払原資(経営の健全性)を確保する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>保険会社等は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。(保険業法第116条等)</p> | | | | | | | | | | | |
|--------|-------------------|---|--|----|----|-----|--------|-------------------|-----------------|--------|-------------------|-----------------|--------|
| | | <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上 施策1 利用者の利便の向上に適用金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> | | | | | | | | | | | |
| | | <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>巨大自然災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>損害保険会社の経営の健全性を確保するためには、巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができる必要がある。</p> | | | | | | | | | | | |
| 10 | 有効性等 | ① 適用数 | 16社 | | | | | | | | | | |
| | | ② 適用額 | 992億円 | | | | | | | | | | |
| | | ③ 減収額 | <p>※平成29年度において、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社</p> <p>※平成29年度において、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社積立額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国税</th> <th>地方税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>▲154億円 (105億円)</td> <td>▲23億円 (16億円)</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>▲137億円 (148億円)</td> <td>▲21億円 (23億円)</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>▲145億円 (195億円)</td> <td>▲22億円 (30億円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 カッコ内は各年度の取崩しに伴う益金算入による増収額。 ※2 火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に以下の税率を乗じて「減収額」を算出した。 ※3 「国税」には法人税及び地方法人税の額を、「地方税」には法人住民税(法人税割)の額を記載している。 法人税【国税】の税率は、平成27年度:23.9%、平成28年度以降:23.4%。 地方法人税【国税】の税率(法人税額に乗じる)は、4.4%。 法人住民税(法人税割)【地方税】の税率(法人税額に乗じる)は、平成27年度:15.92%、平成28年度以降:15.93%(日本損害保険協会加盟会社全社の実効税率)。</p> | 年度 | 国税 | 地方税 | 平成27年度 | ▲154億円 (105億円) | ▲23億円 (16億円) | 平成28年度 | ▲137億円 (148億円) | ▲21億円 (23億円) | 平成29年度 |
| 年度 | 国税 | 地方税 | | | | | | | | | | | |
| 平成27年度 | ▲154億円 (105億円) | ▲23億円 (16億円) | | | | | | | | | | | |
| 平成28年度 | ▲137億円 (148億円) | ▲21億円 (23億円) | | | | | | | | | | | |
| 平成29年度 | ▲145億円 (195億円) | ▲22億円 (30億円) | | | | | | | | | | | |

| | | |
|------|--|---|
| | | <p>巨大自然災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間でみると税収減とはならない。</p> |
| ④ 効果 | <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>平成29年度末の異常危険準備金積立残高(無税分)は、多発する台風や集中豪雨等により、3,227億円(積立残高率:正味収入保険料の16.12%)となっており、平成27年度から、555億円増加し、積立残高率が3.49%上昇しているものの、依然として低い水準となっている。</p> <p>経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高は、32,031億円(正味収入保険料×1.6(保険業法第4条2項第4号の保険料及び責任準備金の算出方法書に各社が規定))であり、平成29年度末の残高からすると、いつ発生するか予測ができない巨大自然災害に備えるため、準備金残高を早急に回復させる必要がある。</p> <p>過去、無税積立率が2%(昭和55~平成7年度)ないし3%(平成8~16年度)であった時期においては、平成3年度の台風19号襲来時、平成16年度の複数の台風襲来時に大きく取崩しを行い、異常自然災害に対する準備金としての一定の機能を果たしてきた。</p> <p>さらに、異常災害の大規模化・増加等を踏まえ、無税積立率は5%へと平成25年度に引き上げられることとなったが、積立は着実に進捗し、多発する台風や集中豪雨に際して、その準備金としての機能を果たしてきている。このように、災害が大規模化する中で、制度の意義は大きくなっているが、現状を見ると、大幅な取崩しを行ったことにより積立残高率は依然として16.12%と低い水準であり、今後の異常自然災害の発生に対応するために、残高を早急に回復させる必要が生じている。</p> <p>なお、洗替保証率(30%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。</p> <p>現行制度の30%(業界全体で6,000億円レベル)については、平成3年度の台風19号、平成16年度の複数の台風、平成23年度の複数の災害への保険金支払いを考慮すれば、十分とは言えない状況となっている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>平成29年度末の積立残高3,227億円(積立残高率16.12%)に対して、平成31年度~33年度に6%で積み立てた場合、平成33年度末の積立残高[※]は、3,912億円(積立残高率19.54%)程度と予測され、経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高32,031億円(正味収入保険料×1.6)とは大きく乖離している。</p> <p>今年に入ってから大阪北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨と巨大自然災害が頻発し、巨大自然災害の再発生も予断を許さない状況にあるなか、異常危険準備金の積立が充分に行われないう状況が継続すると、損害保険会社の財政基盤が著しく毀損するリスク、ひいては保険契約者に適正な保険金を支払うことができなくなるリスクが高くなる。</p> <p>※平成33年度の積立残高は、平成31年度から33年度まで①6%で積立、②各年の正味収入保険料は平成29年度の正味収入保険料と同額とし、③損害率(支払保険金÷正味収入保険料)は直近10年の傾向値(54.88%)、</p> | |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | | ④損害率50%を超える部分を取崩額と仮定を置いて算出。 |
| | | ⑤ 税収減を是認する理由等 | <p>異常危険準備金を積み立てることにより、平成3年度、平成16年度、平成23年度、平成26年度といった巨大自然災害が発生した年度においても保険金支払いを確実なものとしており、準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>なお、巨大自然災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間でみると税収減とはならない。</p> <p>また、本措置により保険金を円滑に一般企業等に支払うことは、巨大自然災害時における税収減をカバーするなど、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。</p> |
| 11 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>異常危険準備金については、保険業法に基づき、各事業年度の積立に係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な保険金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p> |
| 12 | 有識者の見解 | | — |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | 平成27年8月 |

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

| | | | |
|-----|--------------------------------|-----------------------------|--|
| 制度名 | 協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化 | | |
| 税目 | 法人税、法人住民税、法人事業税 | | |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input checked="" type="checkbox"/> 延長 |

(1) 達成目標

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る）では、政策目的（協同組織金融機関の自己資本を充実させることにより、経営の健全化を図り、もって地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①～③ 本特例措置は、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給に寄与するものであり、その効果の把握に当たっては、自己資本比率及び貸出残高の増加率の状況が指標となるものと考えられる。しかしながら、自己資本比率等は中小企業等の資金需要、経済状況、各金庫、組合の経営状況及びこれらを踏まえた各金庫、組合の経営判断に影響を受けるものであることから、達成すべき水準・時期・適切な達成目標を定量的に示すことは困難。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |
|---|

(2) 過去の適用数

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成27年度の法人税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成28年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 一昨年度の要望書への記載どおり、平成27年度の適用数は415。</p> <p>② 過去の実績だけでなく、今年度の適用見込数等も含め、機動的に適用数を把握するとともに、各業界毎の内訳を把握するため、信用金庫、信用組合、労働金庫に対するヒアリングにより適用実績等を聴取。なお、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報においては、金融庁の税制改正要望の対象外となる法人が含まれており、政策評価に当たって対象法人のみの適用数及び適用額を記載することが望ましいと考えるもの。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> |
|---|

(3) 将来の適用数

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成31年度から33年度までの法人税）が年度ごとに予測されていない。</p> |
|---|

| |
|--|
| <p>い。</p> <p>② 将来の適用数（平成30年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①・② 信用金庫、信用組合及び労働金庫へのヒアリングにより、適用数を把握。平成31年度から33年度までの適用数の推計は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度：404 ・平成32年度：404 ・平成33年度：404 <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> |
|--|

(4) 過去の減収額

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成28年度及び29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成28年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 一昨年度の要望書の記載どおり、平成27年度の減収額は以下のとおり（単位：百万円）。</p> <p>（法人税）▲3,074、（法人住民税）▲397、（法人事業税）▲744</p> <p>中小企業等の貸倒引当金の特例について、「租特特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（28年度）を基に試算した減収額」として73億円程度とされている。</p> <p>②・③ 金融庁の税制改正要望が対象としているのは信用金庫、信用組合及び労働金庫（対象法人合計：421（平成30年度））であるが、同特例の対象には、金融庁が対象としている以外の法人も多く含まれており（租特特別措置等に係る政策評価の点検シートによれば、平成28年度の適用件数は約9,000件）、政策評価に当たって対象法人のみの減収額を記載することが望ましいと考えるもの。</p> <p>従って、信用金庫、信用組合及び労働金庫にヒアリングを実施。</p> <p>減収額算出に係る算式は以下のとおり。</p> <p>（法人税）＝ 割増分（一括評価金銭債権の10%）×19%</p> <p>（法人住民税）＝ 法人税×12.9%</p> <p>（事業税）＝ 割増分×4.6%</p> <p>（地方法人特別税）＝ 事業税×43.2%</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「（法人税）＝ 割増分（一括評価金銭債権の10%）×19%」、「（事業税）＝ 割増分×4.6%」との説明では、算定根拠（「割増分」の計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> |
|--|

(5) 将来の減収額

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成31年度から33年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成30年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> |
|---|

| |
|--|
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①・② 信用金庫、信用組合及び労働金庫へのヒアリングによると、平成31年度から33年度までの減収額の推計は以下のとおり（単位：百万円）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年度：(国税) ▲3,028、(地方税) ▲1,381 (法人住民税：375、事業税702、地方法人特別税304) 平成32年度：(国税) ▲3,028、(地方税) ▲1,381 (法人住民税：375、事業税702、地方法人特別税304) 平成33年度：(国税) ▲3,028、(地方税) ▲1,381 (法人住民税：375、事業税702、地方法人特別税304) <p>上記減収額算出に係る算式は以下のとおり。</p> <p>(法人税) = 割増分 (一括評価金銭債権の10%) × 19%</p> <p>(法人住民税) = 法人税 × 12.9%</p> <p>(事業税) = 割増分 × 4.6%</p> <p>(地方法人特別税) = 事業税 × 43.2%</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「(法人税) = 割増分 (一括評価金銭債権の10%) × 19%」、「(事業税) = 割増分 × 4.6%」との説明では、算定根拠(「割増分」の計算に用いた数値)が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> |

| |
|---|
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本特例措置により、協同組織金融機関の内部留保の充実が図られることを通して、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給の確保が図られる。また、中小企業等に対する資金供給が増加していることを踏まえれば、本特例措置が地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化という目標達成に不可欠なものと考えられる。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【金融庁の補足説明】欄には、金融庁から送付された文書を引用している。

(6) 過去の効果

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る)に対する過去の直接的な効果について、自己資本比率の増加率で説明されているが、過去の効果(信用金庫、信用組合の中小企業等に対する資金供給の現状)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>② 過去の効果(信用金庫、信用組合の中小企業等に対する資金供給の現状)が、達成目標(協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る)の達成にどのように寄与するのか明らかにされていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給に寄与しており、その効果の把握に当たっては、自己資本率及び貸出残高の状況を測定指標としたもの。しかしながら、自己資本比率等は本措置による影響のほか、中小企業等の資金需要、経済状況、各金庫、組合の経営状況及びこれらを踏まえた各金庫、組合の経営判断により影響を受けるものであることから、本特例措置による直接的な効果を把握することは困難である。</p> <p>② 協同組織金融機関の中小企業等に対する貸出残高の増加により、中小企業に対し安定的な資金供給が行われていることを踏まえれば、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化という目標は達成されているものと判断できると考えられる。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> |

(7) 将来の効果

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る)に対する将来の効果が予測されおらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p> |
|--|

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | 協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化 |
| 2 | 対象税目 | (国税10)(法人税:義) (地方税13)(法人住民税:義、法人事業税:義) |
| | ① 政策評価の対象税目 | — |
| | ② 上記以外の税目 | — |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】 |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 協同組織金融機関の一括評価金銭債権の繰入限度額については、同債権の合計額に貸倒実績率又は法定繰入率(3/1000)を乗じて計算した金額の10%割増した金額とすることを可能とするもの。 《要望の内容》 貸倒引当金繰入限度額の割増特例措置(100分の110)を恒久化すること、少なくとも現行の割増率を維持の上、適用期限(平成31年3月末)を延長すること。 《関係条項》 租税特別措置法 第57条の9、第68条の59 租税特別措置法施行令第33条の7、第39条の86 |
| | 5 担当部局 | 金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 |
| | 6 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成28年度～平成30年度 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 本措置は昭和41年に設置されて以来25回にわたって延長され52年存続してきた。なお、直近では平成29年度税制改正要望で2年間の延長(平成31年3月31日まで)が認められたところ。 |
| 8 | 適用又は延長期間 | 恒久措置とする。 |
| 9 | 必要性等 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。 そのため、協同組織金融機関の自己資本を充実させることにより、経営の健全化を図り、もって地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。 《政策目的の根拠》 協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしながら、地域密着型金融の担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 【根拠】 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 3. 中小企業小規模事業者の生産性革命の更なる強化 (3)新たに講ずべき具体的施策 iv) 中小企業支援機関の強化 「金融機関が、過度に担保・保証に依存せず事業性評価や生産性向上 |
| | ① 政策目的及びその根拠 | |

| | | に向けた経営支援に十分に取組むよう、…金融仲介機能の適切な発揮を促す。」 ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|--|--|------|----------|----------|----------|--------|--------|--------|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| | ② 政策体系における政策目的の位置付け | I-3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③ 達成目標及びその実現による寄与 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 協同組織金融機関は、資本調達手段に制限のない株式会社である銀行と異なり、資本調達手段が限定されており、課税後利益の積み上げによるほか内部留保を充実させる手段が限定されていることから、本措置により、協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 協同組織金融機関の中小企業等に対する債権回収の不安を軽減し、経営の安定、強化を図ることに資する等、協同組織金融機関の抱える問題を解消する効果が期待されるものであり、ひいては中小企業等への安定的な資金供給を可能とし、地域経済の活性化に寄与する。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 有効性等 | ① 適用数 | ○適用法人数(信用金庫、信用組合、労働金庫及び各連合会の合計数) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>414</td> <td>408</td> <td>404</td> </tr> </tbody> </table> (注)金融庁調べ | | 28年度 | 29年度 | 30年度(見込) | 適用法人数 | 414 | 408 | 404 | | | | | | | |
| | | | 28年度 | 29年度 | 30年度(見込) | | | | | | | | | | | | | |
| 適用法人数 | 414 | 408 | 404 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 適用額 | ○適用額(信用金庫、信用組合、労働金庫及び各連合会の合計数) (単位:百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割増適用額</td> <td>32,946</td> <td>27,288</td> <td>27,349</td> </tr> </tbody> </table> (注)金融庁調べ | | 28年度 | 29年度 | 30年度(見込) | 割増適用額 | 32,946 | 27,288 | 27,349 | | | | | | | | |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度(見込) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 割増適用額 | 32,946 | 27,288 | 27,349 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③ 減収額 | ○減収額(信用金庫、信用組合、労働金庫及び各連合会の合計数) (単位:百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>3,768</td> <td>2,889</td> <td>2,901</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>486</td> <td>373</td> <td>375</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>912</td> <td>699</td> <td>702</td> </tr> </tbody> </table> (注)金融庁調べ | | 28年度 | 29年度 | 30年度(見込) | 法人税 | 3,768 | 2,889 | 2,901 | 法人住民税 | 486 | 373 | 375 | 法人事業税 | 912 | 699 | 702 |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度(見込) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人税 | 3,768 | 2,889 | 2,901 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人住民税 | 486 | 373 | 375 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人事業税 | 912 | 699 | 702 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | ④ 効果 | <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 信用金庫、信用組合の中小企業等に対する資金供給の現状 〈中小企業向け貸出残高〉</p> <p style="text-align: right;">(単位:兆円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>信用金庫</th> <th>信用組合</th> <th>国内銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年12月</td> <td>41.3</td> <td>9.7</td> <td>173.2</td> </tr> <tr> <td>26年12月</td> <td>42.1</td> <td>10.0</td> <td>176.8</td> </tr> <tr> <td>27年12月</td> <td>42.8</td> <td>10.2</td> <td>182.4</td> </tr> <tr> <td>28年12月</td> <td>44.0</td> <td>10.5</td> <td>188.3</td> </tr> <tr> <td>29年12月</td> <td>45.3</td> <td>11.0</td> <td>196.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)データは「2018年版中小企業白書」による。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ○自己資本比率の増加率(信用金庫、信用組合、労働金庫及び各連合会の値を加重平均)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増加率</td> <td>+0.043%</td> <td>+0.034%</td> <td>+0.034%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)金融庁調べ</p> | | 信用金庫 | 信用組合 | 国内銀行 | 25年12月 | 41.3 | 9.7 | 173.2 | 26年12月 | 42.1 | 10.0 | 176.8 | 27年12月 | 42.8 | 10.2 | 182.4 | 28年12月 | 44.0 | 10.5 | 188.3 | 29年12月 | 45.3 | 11.0 | 196.9 | | 28年度 | 29年度 | 30年度(見込) | 増加率 | +0.043% | +0.034% | +0.034% |
|--------|----------------------|--|----------|------|------|------|--------|------|-----|-------|--------|------|------|-------|--------|------|------|-------|--------|------|------|-------|--------|------|------|-------|--|------|------|----------|-----|---------|---------|---------|
| | 信用金庫 | 信用組合 | 国内銀行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25年12月 | 41.3 | 9.7 | 173.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26年12月 | 42.1 | 10.0 | 176.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27年12月 | 42.8 | 10.2 | 182.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28年12月 | 44.0 | 10.5 | 188.3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29年12月 | 45.3 | 11.0 | 196.9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度(見込) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 増加率 | +0.043% | +0.034% | +0.034% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 相当性 | ⑤ 租税減を是認する理由等 | <p>(分析対象期間:平成28年度～平成30年度) 協同組織金融の内部留保の増加を通じて、その経営の健全性に寄与することとなり、地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれるとともに、地域金融システムの安定化及び地域経済の活性化に資することとなる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>本措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化等に貢献するものであるほか、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある中小企業及び個人への金融仲介機能を提供することを通して、協同組織金融機関の本来的な役割を果たすことにつながる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>中小企業等、景気変動に経営状況が左右されやすい者が主な顧客であるため、協同組織金融機関の貸倒れリスクも景気変動に大きく影響を受ける傾向にある。本措置は、資金調達手段の限られる協同組織金融機関が内部留保の充実を図るために有効であり、急激な景気変動への対応に資するものである。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>協同組織金融の内部留保の増加を通じて、その経営の健全性に寄与することとなり、地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれるとともに、地域金融システムの安定化及び地域経済の活性化に資することとなる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 有識者の見解 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | 平成28年8月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

| | | | |
|-----|--|-----------------------------|-----------------------------|
| 制度名 | 事業用固定資産の減損損失に係る損算入措置の創設 | | |
| 税目 | 法人税、法人住民税、法人事業税 | | |
| 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input type="checkbox"/> 延長 |

(1) 達成目標

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（協同組織金融機関による地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（協同組織金融機関による地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（協同組織金融機関による地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮を図る）では、政策目的（協同組織金融機関の自己資本の充実や拠点運営網等の経営資源の維持・確保等を図ることにより、地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮を目的とする）の実現状況を十分に明らかにすることができない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①～③ 本特例措置は、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給に寄与するものであり、その効果の把握に当たっては、自己資本比率の状況が指標となるものと考えられる。しかしながら、自己資本比率は中小企業等の資金需要、経済状況、各金庫、組合の経営状況及びこれらを踏まえた各金庫、組合の経営判断に影響を受けるものであることから、達成すべき水準・時期・適切な達成目標を定量的に示すことは困難。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |
|--|

(2) 過去の適用数（参考）

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成28年度及び29年度の法人税）について記載されているが、本特例措置は平成31年度から新設されるものであるため、説明に誤りがある。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 各業界毎の内訳を把握するため、信用金庫、信用組合、労働金庫に対するヒアリングにより、仮に適用された時の推計値を聴取したもの。なお、過去の推計値の記載については、政策評価に当たって、将来の推計を把握する上で記載することが望ましいと考えた。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> |
|---|

(3) 将来の適用数

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 信用金庫、信用組合及び労働金庫にヒアリングを実施。平成31年度から33年度までの適用数の推計は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度：36 ・平成32年度：36 |
|---|

| |
|--|
| ・平成33年度：36 |
| 【点検結果】 |
| ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 |

(4) 過去の減収額（参考）

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成28年度及び29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について記載されているが、本特例措置は平成31年度から新設されるものであるため、説明に誤りがある。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 各業界毎の内訳を把握するため、信用金庫、信用組合、労働金庫に対するヒアリングにより、仮に適用された時の推計値を聴取したもの。なお、過去の推計値の記載については、政策評価に当たって、将来の推計を把握する上で記載することが望ましいと考えた。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> |
|--|

(5) 将来の減収額

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 信用金庫、信用組合及び労働金庫へのヒアリングによると、平成31年度から33年度までの減収額の推計は以下のとおり（単位：百万円）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度：(国税) ▲239、(地方税) ▲108 (法人住民税：30、事業税55、地方法人特別税24) ・平成32年度：(国税) ▲239、(地方税) ▲108 (法人住民税：30、事業税55、地方法人特別税24) ・平成33年度：(国税) ▲239、(地方税) ▲108 (法人住民税：30、事業税55、地方法人特別税24) <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「信用金庫、信用組合及び労働金庫へのヒアリングによると、平成31年度から33年度までの減収額の推計は以下のとおり（以下略）」との説明では、減収額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> |
|--|

(7) 将来の効果

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（協同組織金融機関による地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮を図る）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本特例措置により、協同組織金融機関の内部留保の充実が図られることを通して、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給の確保が図られることを踏まえれば、本特例措置が地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化という目標達成に不可欠なものと考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |
|--|

点検項目(1)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【金融庁の補足説明】欄には、金融庁から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | 事業用固定資産の減損損失に係る損金算入措置の創設 |
| 2 | ① 政策評価の対象税目 | (国税12)(法人税:義) (地方税3)(法人住民税:義、法人事業税:義) |
| | ② 上記以外の税目 | — |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】 |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 — |
| | | 《要望の内容》 地方(町村)に所在する信用金庫及び信用組合の事業用固定資産について、会計上で減損損失を計上した場合に、損金算入を可能とする措置を講じること。 |
| | | 《関係条項》 法人税法第33条第2項、法人税法施行令第68条第1項第3号 |
| 5 | 担当部局 | 金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成28年度～平成30年度 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | — |
| 8 | 適用又は延長期間 | 少なくとも5年以上とする。 |
| 9 | ① 政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 協同組織金融機関は、地域の住民や中小・零細企業等が構成員となり、相互扶助の理念に基づいて、これらの者が必要とする資金の融通等を受けられるようにすることを目的として設立された地域金融機関であり、地域における金融の中核を担っている。 そのため、地域金融の中核としての役割をさらに発揮すべく、本政策により、協同組織金融機関の自己資本の充実や拠点運営網等の経営資源の維持・確保等を図ることにより、地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮を目的とする。 |
| | | 《政策目的の根拠》 協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしながら、地域密着型金融の担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 【根拠】 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 3. 中小企業小規模事業者の生産性革命の更なる強化 (3)新たに講ずべき具体的施策 iv) 中小企業支援機関の強化 「金融機関が、過度に担保・保証に依存せず事業性評価や生産性向上に向けた経営支援に十分に取組むよう、…金融仲介機能の適切な |

| | | 「発揮を促す。」 ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|--|--|------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|-------|----|----|----|-------|----|----|----|
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | I-3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ③ 達成目標及びその実現による寄与 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 協同組織金融機関による地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 協同組織金融機関の事業用固定資産の減損処理を無税化することにより、経営の安定、強化を図ることに資する等、協同組織金融機関の抱える問題を解消する効果が期待されるものであり、ひいては中小企業等への安定的な資金供給を可能とし、地方創生に寄与する。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 有効性等 | ① 適用数 | ○適用法人数(信用金庫、信用組合の合計。) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>29</td> <td>33</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> (注)金融庁調べ | | 28年度 | 29年度 | 30年度(見込) | 適用法人数 | 29 | 33 | 36 | | | | | | | |
| | | | 28年度 | 29年度 | 30年度(見込) | | | | | | | | | | | | | |
| | | 適用法人数 | 29 | 33 | 36 | | | | | | | | | | | | | |
| ② 適用額 | ○適用額(信用金庫、信用組合、各連合会の合計。) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>963</td> <td>1,447</td> <td>1,204</td> </tr> </tbody> </table> (注)金融庁調べ | | 28年度 | 29年度 | 30年度(見込) | 適用額 | 963 | 1,447 | 1,204 | | | | | | | | | |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度(見込) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用額 | 963 | 1,447 | 1,204 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③ 減収額 | ○減収額(信用金庫、信用組合、各連合会の合計。) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>191</td> <td>275</td> <td>229</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>24</td> <td>36</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>44</td> <td>66</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> (注)金融庁調べ | | 28年度 | 29年度 | 30年度(見込) | 法人税 | 191 | 275 | 229 | 法人住民税 | 24 | 36 | 30 | 法人事業税 | 44 | 66 | 55 |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度(見込) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人税 | 191 | 275 | 229 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人住民税 | 24 | 36 | 30 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人事業税 | 44 | 66 | 55 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ④ 効果 | 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ○自己資本比率の増加率(信用金庫、信用組合及び各連合会の値を加重平均) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増加率</td> <td>+0.009%</td> <td>+0.023%</td> <td>+0.021%</td> </tr> </tbody> </table> (注)金融庁調べ | | 28年度 | 29年度 | 30年度(見込) | 増加率 | +0.009% | +0.023% | +0.021% | | | | | | | | |
| | 28年度 | 29年度 | 30年度(見込) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 増加率 | +0.009% | +0.023% | +0.021% | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | ⑤ 税込減を是認する理由等 | (分析対象期間:平成 28 年度～平成 30 年度) 協同組織金融の内部留保の増加を通じて、その経営の健全性に寄与することとなり、地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれるとともに、地方創生及びさらなる金融仲介機能の発揮に資することとなる。 |
| 11 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 本措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ、地方創生に貢献するものであるほか、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある中小企業及び個人への金融仲介機能を提供することを通して、協同組織金融機関の本来的な役割を果たすことにつながる。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 協同組織金融機関においては、人口減少による地域経済の縮小などの影響を受け、事業用固定資産の減損損失が発生し、収益を圧迫している。固定資産の減損損失は、売却処分等による場合のみ損金算入が認められているが、本措置は、売却処分等することなく損金算入することができるようになるため、地域拠点運営網を確保する手段として有効であり、地方創生及びさらなる金融仲介機能の発揮に資するものである。 |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 協同組織金融の内部留保の増加を通じて、その経営の健全性に寄与することとなり、地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれるとともに、地方創生及びさらなる金融仲介機能の発揮に資することとなる。 |
| 12 | 有識者の見解 | | — |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | — |

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

| | |
|-----|--|
| 制度名 | 投資信託の二重課税調整に係る所要の措置 |
| 税目 | 法人税、法人住民税 |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 |

(1) 達成目標

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本要望は、現行の投資信託等に係る内外二重課税の調整方法（所得税法176条第3項、第4項、租税特別措置法第67条の15第4項等）が一定の場合には認められていなかった状況に鑑み、平成30年税制改正において二重課税調整が措置されたもの。 したがって、本要望の性質上、制度改正により目標が達成されるため、定量的な目標は設定できない。</p> <p>② 上記のとおり、制度改正により目標が達成されるものであることから、平成30年税制改正において定められた本制度改正の施行日（平成32年1月）が達成すべき時期となる。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> |

(3) 将来の適用数

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 外国税の支払いがある投資信託等に投資を行う投資家の数及び支払外国税の額等を把握する上で役立つ有効なデータはないため、適用者数を定量的に予測することは困難。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

(5) 将来の減収額

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成31年度から33年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額について、「50億円」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①・② 二重課税調整措置の見直しが行われた結果、実際に徴収される税額が減少することがあったとしても、それは本来徴収されるべき税金が現行制度化で徴収されていた（すなわち、二重課税が解消されていない）にすぎず、そのことをもって減収と考えるべきではない（本来徴収されるべきでなかった税金の額については、精査中）。</p> |

| |
|--|
| ③ 30年税制改正により措置された方法による試算。 |
| <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

(7) 将来の効果

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 将来の効果は、本特例措置が施行されることが達成目標であるため、本特例措置が目標達成に十分に寄与することは明らか。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

点検項目全てに課題があり、中でも(3)将来の適用数及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【金融庁の補足説明】欄には、金融庁から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | 投資信託の二重課税調整に係る所要の措置 |
| 2 | ① 対象税目 | (国税 21)(法人税:義) (地方税 16)(法人住民税:義) |
| | ② 上記以外の税目 | 所得税 |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】 |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税(外国税)。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるが、内外二重課税を排除するため、30年度税制改正において、上記の外国税を控除する仕組みが措置されたところ。 |
| | | 《要望の内容》 当該調整措置の施行(平成32年1月)が円滑に行われるよう、所要の措置を講じるよう求めるもの。 また、投資法人が保有する外国子会社にも二重課税とならないよう調整措置を講じるよう求めるもの。 |
| | | 《関係条項》 租税特別措置法9条の3の2(上記条文の適用対象となる金融商品の分類の根拠法令は以下の通り。) |
| | | 【集団投資信託】 ○(国内籍):所得税法176条③ ○(外国籍):所得税法180条の2③ 【4ピークル】 ○特定目的会社:租税特別措置法67条の14 ○投資法人:租税特別措置法67条の15 ○特定目的信託:租税特別措置法68条の3の2 ○特定投資信託:租税特別措置法68条の3の3 |
| 5 | 担当部局 | 金融庁総合政策局総合政策課 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:- |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | ・平成10年 租税特別措置法第67条の14(特定目的会社に係る課税の特例)創設 ・平成10年 租税特別措置法第67条の15(投資法人に係る課税の特例)創設 ・平成12年 租税特別措置法第68条の3の2(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)創設 |

| | | | |
|----|----------|---------------------|---|
| 8 | 適用又は延長期間 | 恒久措置とする | |
| 9 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外の投資に係る税の中立性を維持すること 《政策目的の根拠》 「金融税制研究会 論点整理」(平成22年7月29日) ・海外から我が国への投資を促進すべき。その阻害要因については、可能な限り除去すべき ・投資の選択にゆがみを与えない税制が第一段階の目標なのではないか ・個人が対象となる金融・証券税制は、効率的かつ簡素で継続性のある税制であるべき |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | Ⅲ—3.市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備 |
| | | ③ 達成目標及びその実現による寄与 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置による国際的二重課税を排除することにより、国内外の投資に係る税の中立性を維持することに寄与する。 |
| | | ④ 効果 | 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本措置による国際的二重課税の排除により、国内外の投資に係る税の中立性を維持することが可能となる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 諸外国においては、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、投資家が支払う所得税から控除できるなど、内外二重課税に関する所要の措置が講じられているところであり、平成30年度改正で認められた内外二重課税の調整措置を円滑に施行するための措置を講ずること、海外投資の環境整備が図られる。 |
| 10 | 有効性等 | ① 適用数 | 外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。 |
| | | ② 適用額 | — |
| | | ③ 減収額 | 50億円 |
| | | ④ 効果 | 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本措置による国際的二重課税の排除により、国内外の投資に係る税の中立性を維持することが可能となる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 諸外国においては、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、投資家が支払う所得税から控除できるなど、内外二重課税に関する所要の措置が講じられているところであり、平成30年度改正で認められた内外二重課税の調整措置を円滑に施行するための措置を講ずること、海外投資の環境整備が図られる。 |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | ⑤ 税収減を是認する理由等 | 内外二重課税の調整方法を見直すものであり、租税特別措置によることが妥当である。 |
| 11 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 内外二重課税の調整方法を見直すものであり、租税特別措置によることが妥当である。 |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | — |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | — |
| 12 | 有識者の見解 | | — |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | 事前評価：平成 29 年 8 月 |

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

| | | | |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|--|
| 制度名 | 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長 | | |
| 税目 | 法人事業税 | | |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input checked="" type="checkbox"/> 延長 |

(1) 達成目標

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①・② 本租税特別措置により達成しようとする目標は、「金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること」である。金融システムの安定は、その時々の経済状況や、破綻する金融機関の数・資産規模等を踏まえて、総合的に判断されるものと考えられる。したがって、達成すべき水準（目標値）を定量的に示すことは困難である。また、達成すべき時期（目標達成時期）を示すことも困難である。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

(2) 過去の適用数

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>—</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p> |

(3) 将来の適用数

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から33年度まで）について、「将来的にも整理回収機構1社が適用を受ける見込みである」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 承継銀行について、将来の適用数が予測されていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 「機構は、(略) 整理回収業務 (略) を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関する協定 (略) を締結」するものとされる（預金保険法附則第7条第1項）。</p> <p>② 承継銀行は、内閣総理大臣が「被管理金融機関の業務承継 (略) のため承継銀行を活用する必要があると認めるとき」に、設立されるものである（預金保険法第91条）。したがって、将来の適用数を予測することは困難である。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

題とする。

(4) 過去の減収額

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成26年度から29年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 協定銀行の法人事業税の減収額の計算根拠は、以下のとおりである。</p> <p>平成26年度：10,000百万円 × 0.21%（東京都適用税率） = 21百万円</p> <p>平成27年度：10,000百万円 × 0.315%（同上） = 31.5百万円</p> <p>平成28年度：10,000百万円 × 0.525%（同上） = 52.5百万円</p> <p>平成29年度：10,000百万円 × 0.525%（同上） = 52.5百万円</p> <p>※10,000百万円…資本金等の額（12,000百万円）－特例措置適用後の課税標準（2,000百万円）</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> |

(5) 将来の減収額

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成31年度から33年度までの協定銀行）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成30年度）について、「52.5百万円（協定銀行）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額（承継銀行）が予測されていない。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①・② 仮に、協定銀行の資本金等の額及び東京都適用税率が、いずれも平成29年度と同一のままであるとすれば、平成30年度から33年度までの各年度における協定銀行に係る法人事業税の減収額の予測は、以下のとおりである。</p> <p>10,000百万円 × 0.525%（東京都適用税率） = 52.5百万円</p> <p>③ 承継銀行は、内閣総理大臣が「被管理金融機関の業務承継 (略) のため承継銀行を活用する必要があると認めるとき」に、設立されるものである（預金保険法第91条）ため、将来の適用数を予測することは困難である。また、承継銀行の資本金等の額は、その設立後も、増資によって増加し得る。したがって、将来の減収額を予測することは困難である。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

(6) 過去の効果

| |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること）に対する過去の効果について、「法人事業税の資本割の特例措置により、承継銀行等の安定的な財産基盤が確保され、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能の十全な発揮、ひいては金融システムの安定に寄与している。将来的にも同様である」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>② 達成目標（金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること）に対する過去の効果について、「法人事業税の資本割の特例措置により、承継銀行等の安定的な財産基盤が確保され、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能の十全な発揮、ひいては金融システムの安定に寄与している。</p> |
|--|

| |
|---|
| <p>将来的にも同様である」と説明されているが、過去の適用数1件（平成27年度から29年度までの協定銀行。同時期の承継銀行は0件）は、10件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本租税特別措置により達成しようとする目標は、「金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十分に発揮し、ひいては金融システムを安定させること」である。金融システムの安定は、その時々々の経済状況や、破綻する金融機関の数・資産規模等を踏まえて、総合的に判断されるものと考えられる。したがって、達成目標に対する過去の効果について、定量的に把握することは困難である。</p> <p>② 承継銀行及び協定銀行の性質を踏まえると、本租税特別措置が、その達成目標である「金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十分に発揮し、ひいては金融システムを安定させること」の実現に十分に寄与したか否かを、その適用数によって判断するのは適当でないと考えられる。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「適用数によって判断するのは適当でない」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

(注)【金融庁の補足説明】欄には、金融庁から送付された文書を引用している。

(7) 将来の効果

| |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十分に発揮し、ひいては金融システムを安定させること）に対する将来の効果について、「法人事業税の資本割の特例措置により、承継銀行等の安定的な財産基盤が確保され、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能の十分な発揮、ひいては金融システムの安定に寄与している。将来的にも同様である」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十分に発揮し、ひいては金融システムを安定させること）に対する将来の効果について、「法人事業税の資本割の特例措置により、承継銀行等の安定的な財産基盤が確保され、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能の十分な発揮、ひいては金融システムの安定に寄与している。将来的にも同様である」と説明されているが、予測される将来の適用数1件（協定銀行。承継銀行は予測されていない）は10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。</p> |
| <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本租税特別措置により達成しようとする目標は、「金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十分に発揮し、ひいては金融システムを安定させること」である。金融システムの安定は、その時々々の経済状況や、破綻する金融機関の数・資産規模等を踏まえて、総合的に判断されるものと考えられる。したがって、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測することは困難である。</p> <p>② 承継銀行及び協定銀行の性質を踏まえると、本租税特別措置が、その達成目標である「金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十分に発揮し、ひいては金融システムを安定させること」の実現に十分に寄与するか否かを、その適用数によって判断するのは適当でないと考えられる。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「適用数によって判断するのは適当でない」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> |

点検項目(1)、(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長 |
| 2 | ① 政策評価の対象税目 | 法人事業税 (地方税 18)(法人事業税:義) |
| | ② 上記以外の税目 | — |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】 |
| 4 | 内容 | 《現行制度の概要》 承継銀行及び協定銀行(以下「承継銀行等」という。)については、平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額(20 億円)とみなす資本割の特例措置が講じられている。 |
| | | 《要望の内容》 上記の特例措置の延長(当分の間)を要望する。 |
| | | 《関係条項》 地方税法附則第 9 条第 2 項 |
| 5 | 担当部局 | 金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:- |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | 平成 16 年度 協定銀行に係る資本割の特例措置 創設 平成 16 年度 承継銀行に係る資本割の特例措置 創設 平成 21 年度 協定銀行に係る資本割の特例措置の延長(5年間) 平成 21 年度 承継銀行に係る資本割の特例措置の延長(5年間) 平成 26 年度 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長(5年間) ※ 平成 26 年度の税制改正要望より、地方税法の同じ条項に該当する租税特別措置であるため、2つの税制改正要望を1つにまとめて要望している。 |
| 8 | 適用又は延長期間 | 当分の間の延長とする。 |
| 9 | ① 政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護及び信用秩序の維持を目的とするものである。 |
| | | 《政策目的の根拠》 預金保険法 (目的) 第1条 この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理及び破綻金融機関の業務承継その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、特定回収困難債権の買取りの措置、金融危機への対応の措置並びに金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。 |

| | | | |
|----|------|---------------------|--|
| 10 | 有効性等 | ② 政策体系における政策目的の位置付け | I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 |
| | | ③ 達成目標及びその実現による寄与 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 承継銀行等が法人事業税の資本割の特例措置による税負担の軽減を受け、安定的な財産基盤を確保することにより、金融機関破綻時において円滑に破綻処理等を行うことに寄与する。 |
| | | ① 適用数 | 【承継銀行】 平成 16 年度から平成 22 年度までは第二日本承継銀行が適用を受けている。承継銀行は、平成 30 年 8 月現在においては存在しないが、必要な場合には内閣総理大臣の決定を受けて預金保険機構により適時に設立される。 【協定銀行】 平成 16 年度から平成 30 年度までは整理回収機構が適用を受けている。将来的にも整理回収機構 1 社が適用を受ける見込みである。 |
| 10 | 有効性等 | ② 適用額 | 【承継銀行】 各年度「資本金等の額(※1)-課税標準(20 億円)」である。 (※1)21.2 億円(平成 16 年度から平成 22 年度まで) 【協定銀行】 各年度「資本金等の額(※2)-課税標準(20 億円)」である。 (※2)120 億円(平成 24 年度から) |
| | | ③ 減収額 | 実績は以下の通りである。 【承継銀行】 平成 20 年度 0.2 百万円 平成 21 年度 0.2 百万円 平成 22 年度 0.2 百万円 【協定銀行】 平成 26 年度 21 百万円 平成 27 年度 31.5 百万円 平成 28 年度 52.5 百万円 平成 29 年度 52.5 百万円 平成 30 年度 52.5 百万円 承継銀行等の資本金等の額は、将来的に、業務の増加・追加等に伴い、増資によって増加しうる。こうした性格上、将来の減収額を見通すことは困難である。 |

| | | | |
|----|--------------------|----------------------|---|
| | | ④ 効果 | <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>法人事業税の資本割の特例措置により、承継銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じた預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者の保護及び信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>法人事業税の資本割の特例措置により、承継銀行等の安定的な財産基盤が確保され、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能の十全な発揮、ひいては金融システムの安定に寄与している。将来的にも同様である。</p> <p>特例措置が延長されず課税された場合、税負担のため承継銀行等の財産基盤が不安定となり、円滑な破綻処理のための態勢が維持できず、預金者の保護及び信用秩序の維持が困難となる可能性がある。</p> |
| | | ⑤ 租税減を是認する理由等 | <p>法人事業税の資本割の特例措置により、承継銀行等の税負担が軽減され、安定的な財産基盤が確保される。これを通じて円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者の保護及び信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。</p> |
| 11 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>承継銀行は、破綻金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、引き継いだ業務を暫定的に維持・継続し、預金者の保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としており、重要な公的使命を負っている。また、協定銀行の業務は、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っている。</p> <p>本措置は、承継銀行等の税負担を軽減し、上記業務の円滑な遂行に寄与するものであり、他の政策手段(規制等)では実現困難である。本措置は、預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護及び信用秩序の維持を図るとの政策目的に合致するものである。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>承継銀行等に対する法人事業税の資本割の特例措置の延長を行うことで、承継銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じて円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができ、破綻金融機関に係る地域における信用秩序の維持及び金融システムの安定に寄与することから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p> |
| 12 | 有識者の見解 | | — |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | 平成 25 年 8 月 |